

会 議 録

行田市教育委員会 平成 27 年 第 14 回 12 月 定 例 会

招集年月日	平成 27 年 12 月 24 日 (木)	開会場所	行田市教育委員会 2 A 会議室		
開閉の時刻 及び宣言者	開会 12 月 24 日 (木) 午後 2 時 00 分 閉会 12 月 24 日 (木) 午後 3 時 10 分		教育長 森 郁子 教育長 森 郁子		
教育長	森 郁子	教育長職務代理者	岸田 昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	森 郁子				
2	岸田 昌久				
3	町田 祥子				
4	鹿山 高彦				
5	増田 雅久				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長		小河原 勝美	書記長 内田 親生		
生涯学習部長		猪野塚 敏和	書記次長 吉田 武司		
学校教育部次長			書 記 佐久間 久美		
兼学校教育課長		柿沼 耕一			
生涯学習部次長					
兼教育文化センター所長兼中央公民館長		宮崎 勝行			
教育総務課長		内田 親生			
学校給食センター所長		前島 伸行			
ひとつくり支援課長		杉山 孝義			
スポーツ振興課長		橋本 雅至			
文化財保護課長		中島 洋一			
郷土博物館長		栗本 広宣			
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長		石川 隆美			
教育研修センター所長		春田 盛男			
学校教育課主幹		関根 渉			
傍聴人		1 名			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案2件、報告事項1件である。日程第1及び日程第3については公開とし、日程第2については、個人情報に関する案件であることから非公開としたいと思うが、良いか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	<p>議案第58号 行田市教育委員会公印規則の一部改正について</p>	<p>教育長 日程に先立ち、11月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 11月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 議案第58号について説明する。 本案は、電子計算機（パソコン）を利用し、公印を押印する文書を作成するため、公印の押印に代えて電子印を使用することができるよう条項を加え、合わせて様式を整備するものである。 具体的な使用は、住民基本台帳などのシステムデータを使用し、パソコンで作成する市民への文書などに電子印を使用できるよう改正するものである。 新旧対照表の1ページをご覧いただきたい。改正前の第7条（印影の印刷）から第9条（事故報告）までを1条ずつ繰り下げ、第8条から第10条とし、条文中の様式についても1号ずつ繰り下げ、様式第4号から様式第6号とし、新たに第7条（電</p>	

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>子印) を加えるものである。</p> <p>改正後の第7条は、第1項で公印の押印に代えて、電子印を使用できる旨を定めたものである。第2項は電子印使用の手続き、及び様式を定めたものである。第3項は、不正使用その他の事故を防止するための措置を定めたものである。第4項は、電子印の廃止の仕方を定めたものである。</p> <p>対照表の3ページをご覧いただきたい。様式第3号(第7条関係)を新たに加えるものである。4ページ以降は、様式の号数及び条項を繰り下げ、改正後の様式第4号及び第5号は、「教育長様」とあるのを「教育長」に、様式第6号は「教育総務課長様」を「教育総務課長」に、改めたものである。</p> <p>議案書に戻り、議案書の最後のページをご覧いただきたい。附則だが、この規則は、公布の日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 電子印に関する情報を適正に管理しなければならないと思うが、具体的にはどのように管理するのか。</p> <p>教育総務課長 電子印はシステムの中に登録されているのでサーバーから情報が漏洩しないようにしている。</p> <p>鹿山委員 印刷したときにオリジナルのものなのか、コピーされたものなのか区別する方法はないのか。</p> <p>教育総務課長 情報にも確認し、報告させていただく。</p> <p>岸田委員 電子印が実際どういったものなのかわからないのだが、実際教育委員会事務局でどのように使われるのか。</p> <p>教育総務課長 住民基本データから情報を吸い上げて、新入学通知書を送付</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>するのだが、そちらに使うのがメインである。</p> <p>岸田委員 今までは何を使用していたのか。</p> <p>教育総務課長 今までも電子印で行っていたが、新たな基幹系システムの変更に伴い見直しをしたところ、公印電子印の使用が抜けていたので新たに加えた。</p> <p>岸田委員 今後はどのような使われ方をするのか。</p> <p>教育総務課長 新入学通知書だけである。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 逆に使用できないものを規定する必要はないのか。</p> <p>教育総務課 必要はないと思う。</p> <p>町田委員 公印と電子印というのは、法的効力はまったく同じものなのか。</p> <p>教育総務課長 そのとおりである。 申請が上がってきたものに対して、許可する形である。</p> <p>鹿山委員 承認するとき、担当者の裁量次第になってしまうのでは。</p> <p>教育総務課長 今のところ新入学通知書のみである。</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>鹿山委員 新入学通知書だけだとしたら限定してしまえばよいのではない か。</p> <p>岸田委員 電子印はだれでも簡単に使えるものではないと思う。</p> <p>町田委員 電子だと盗難されたときに気がつかないのではないか。</p> <p>鹿山委員 新入学通知書に関してはデータから出てくるのかもしれない が、将来色々なものが電子印になっていった場合、誰が押した かわからないということもあるのか。</p> <p>教育総務課長 現在のところ、新入学通知書の一括処理が目的である。</p> <p>鹿山委員 それなら限定して記載すべきなのではないのか。</p> <p>教育総務課長 情報がもれるようなことはない。</p> <p>学校教育部長 参考だが、教育委員会からするとこのような規定はもっと早 く作らなければならなかったということと、この条文について は市長部局とまったく同じもので作らせてもらっている。</p> <p>生涯学習部長 まず、公印の管理については、管理規則に基づき、その職責 にある職員がそれぞれの権限の元で運用している。 たとえば、本庁で行っている住民票や税の証明書などに電子 公印を用いているが、これは、毎日、数百件、数千件の証明書 発行に使用するため、システムに組み込まれており、他者から アクセスされないように、指紋による個人認証などにより、適 正に管理されている。</p>
--	--	--

	<p>報告事項 いじめそらだんホットラインの相談状況について</p>	<p>教育委員会においても、同様にシステムに組み込まれており、担当者以外からアクセスできないように適正に管理されている。</p> <p>仮に、データ漏出等の問題が起きたときには、教育総務課長や所管課長が責任を問われることとなる。</p> <p>また、新たな業務で電子印を使用しようとする場合には、その事務を所管する課長が、その趣旨、理由、利用・管理方法などを説明し、教育総務課長の承認を得て、運用することとなる。</p> <p>岸田委員 印鑑登録証明書と同じなのか。</p> <p>生涯学習部長 今回のものは、通知なので、本人宛に通知することについてその文書の真正性を確保しようとするものであって、印鑑登録証明書や住民票は、発行された証明書を他へ提示提出することについて文書の真正性を確保するもので、使用する場面での効力効果は違うが、管理方法は同様である。</p> <p>鹿山委員 個人のパソコンに取り込むということにはならないのか。</p> <p>教育総務課長 取り込めないようになっている。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育研修センター所長 「いじめそらだんホットライン」の現状について報告する。前回の教育委員会後、相談は入っていない。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p>
--	--	---

	<p>議案第59号 平成27年度障害のある 児童生徒の就学に関する諮 問について</p> <p>その他報告事項 行田市成人を祝う会につ いて</p>	<p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p> <p>ひとつくり支援課長 資料のとおり</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 平成28年1月28日(木) 午前10時30分
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員